

県南広域振興局長告示第175号

土地改良法（昭和24年法律第195号。以下「法」という。）第96条において準用する法第52条の2第1項の規定により、次のとおり土地改良事業に係る換地計画の認可の申請を適当と決定した。

なお、法第96条において準用する法第52条の2第4項において準用する法第8条第6項の規定により、平成20年11月11日から平成20年12月9日まで関係書類を縦覧に供する。

平成20年11月7日

県南広域振興局長 勝 部 修

土地改良事業を行う者の名称又は氏名	地区名（工区名）	縦覧書類	縦覧場所
東磐井郡藤沢町星健一ほか13名	車田	換地計画書	藤沢町役場